

支 払 基 金
平成 29 年 11 月 28 日

医薬品マスターの改定について

今般、平成 29 年 11 月 28 日付け厚生労働省告示第 343 号に基づき下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成 29 年 11 月 29 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20171129」に設定し掲載しております。

記

- 1 新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：17 コード）
- 2 経過措置年月日の設定（変更区分「5」：147 コード）